

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 5 号

長岡京市税条例等の一部改正について

長岡京市税条例(昭和 2 5 年長岡京市条例第 1 号)及び長岡京市税条例の一部を改正する条例(昭和 2 6 年長岡京市条例第 1 0 号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

長岡京市税条例等の一部を改正する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(種別割の税率) 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が600ワット以下のもの (<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のもの(<u>ウに掲げるものを除く。</u>)又は定格出力が600ワットを超え800ワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4,000ワット以下のもの 年額 2,000円 <u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの(<u>ウに掲げるものを除く。</u>)又は定格出力が800ワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 【略】 (2)・(3) 【略】 (種別割の減免) 第85条 【略】 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証	(種別割の税率) 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が600ワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のもの<u>又は</u>定格出力が600ワットを超え800ワット以下のもの 年額 2,000円 【加える】 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの<u>又は</u>定格出力が800ワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 【略】 (2)・(3) 【略】 (種別割の減免) 第85条 【略】 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証

改正後	改正前
明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>（第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> (6)～(8) 【略】 3 【略】 （身体障がい者等に対する種別割の減免） 第86条 【略】 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。（又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者<u>若しくは</u>身体障がい者等と生計を一にする者若しく	明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 【略】 3 【略】 （身体障がい者等に対する種別割の減免） 第86条 【略】 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。（又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者<u>又は</u>身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身

改正後	改正前
は身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 【略】 3 前項の場合において、<u>免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4・5</u> 【略 項の繰下げ】	体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 【略】 【加える】 <u>3・4</u> 【略】

（長岡京市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 長岡京市税条例の一部を改正する条例（昭和 2 6 年長岡京市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

改正後	改正前
附 則 （法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 10 条の 2 【略】 2～13 【略】 14 法附則第 15 条第 36 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 15 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 16 法附則第 15 条第 40 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 41 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 18・19 【略】 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 10 条の 3 【略】 2～13 【略】 14 市長は、<u>法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を</u>	附 則 （法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 10 条の 2 【略】 2～13 【略】 14 法附則第 15 条第 37 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 15 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 16 法附則第 15 条第 41 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 42 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 18・19 【略】 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 10 条の 3 【略】 2～13 【略】 【加える】

改正後	改正前
<u>適用することができる。</u> <u>1 5 ・ 1 6</u> 【略 項の繰下げ】	<u>1 4 ・ 1 5</u> 【略】

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の長岡京市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の長岡京市税条例第 7 9 条(第 1 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。